

## 八王子市保育士等キャリアアップ事業等に係る財務情報等公表要領

### 第1 目的

この要領は、八王子市保育士等キャリアアップ事業実施要綱第4条第3号、八王子市保育サービス推進事業実施要綱第3条、及び八王子市保育力強化事業実施要綱第9条に定める財務情報等の公表並びに八王子市保育士等キャリアアップ事業実施要綱第4条第4号(2)に定める財務情報等のホームページによる公表について必要な事項を規定し、もって、施設・事業の運営の透明性を確保することを目的とする。

### 第2 公表する内容

(1) 施設・事業	(2) 対象事業	(3) 公表する内容	常勤職員が2名以下 の場合及び非常勤職 員が2名以下の場合
認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業	保育士等キャリアアップ事業	様式 1-1	様式 1-3
	保育サービス推進事業	様式 1-1、2-1	様式 1-3、2-1
認証保育所	保育士等キャリアアップ事業	様式 1-2	様式 1-4
	保育力強化事業	様式 1-2、2-2	様式 1-4 様式 2-2
病児保育事業	保育士等キャリアアップ事業	様式 1-5	様式 1-6
企業主導型保育事業 (地域枠)	保育士等キャリアアップ事業	様式 1-7	様式 1-8

### 第3 公表の方法

第2に掲げる表の(2)対象事業の欄の助成を受ける法人等は、(3)公表する内容の欄の様式を事業対象年度の翌年度の6月1日までに作成し、作成後速やかに利用者にとって見やすい場所に掲示するとともに、当該施設の全ての職員に対し、その内容を周知しなければならない。

### 第4 公表の期間

第3に定める掲示及び周知の期間は、対象年度の翌年度の6月5日から3月31日までとする。

### 第5 公表様式の提出

第2に掲げる表の(2)対象事業の欄の助成を受ける法人等は、対象年度の翌年度の6月5日までに別記様式を市長に提出しなければならない。

## 第6 公表を実施しない場合の取扱い

市長は、法人等が第2に掲げる表の(2)対象事業の欄の助成を申請し、この要領に定める財務情報等の公表を実施しない場合は、当該助成決定の全部又は一部を取り消すものとする。

## 第7 財務情報等のホームページによる公表

八王子市保育士等キャリアアップ事業交付要綱第4条第4号(2)に定める財務情報等のホームページによる公表は、次のとおりとする。

### 1 公表する内容

(1) 施設・事業	(2) 対象事業	(3) 公表する内容	常勤職員が2名以下の場合及び非常勤職員が2名以下の場合
認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業	保育士等キャリアアップ事業	様式 1-1	様式 1-3
認証保育所	保育士等キャリアアップ事業	様式 1-2	様式 1-4
病児保育事業	保育士等キャリアアップ事業	様式 1-5	様式 1-6
企業主導型保育事業 (地域枠)	保育士等キャリアアップ事業	様式 1-7	様式 1-8

### 2 公表の方法

1(1)に掲げる事業の助成を受ける法人等は、1(3)の公表様式を対象年度の翌年度6月5日までに市長へ提出することとし、これをもって公表に代えるものとする。

### 3 公表を実施しない場合の取扱い

法人等が1(2)に掲げる事業の助成を受け、この要領第7に定める財務情報等のホームページによる公表を実施しない場合の取扱いは、別に定めるところによる。

## 附則

### (施行期日)

この要領は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。